



# 宮 崎 県 公 報

平成26年6月9日(月曜日) 第 2597 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 道路の区域の決定…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始…………… ( “ ” ) 1

### 公 告

頁

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 1
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 2
- 入札公告 (2 件) …………… 2
- 企業局企業管理規程**
- 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 367号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人東陽会整形外科前原病院	小林市細野2033番地

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年5月30日から平成29年5月29日まで

### 宮崎県告示第 368号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成26年6月9日から平成26年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
302	県道	高鍋美々津線	日向市美々津町字宮ノ下 976番地先から同市同町同字 854番 2 地先まで	13.3~21.9	421.8

### 宮崎県告示第 369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年6月9日から平成26年6月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美々津線	日向市美々津町字宮ノ下 976番地先から同市同町同字 854番 2 地先まで	平成26年6月9日

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、高千穂町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス神殿店  
西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿1270番 2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成25年12月27日
- 3 意見の概要  
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年6月9日から平成26年7月9日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

新富町

2 都市計画の種類及び名称

新富都市計画用途地域

3 縦覧場所

宮崎県土整備部都市計画課

宮崎県高鍋土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 胃がん検診車 1台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成27年3月13日

(4) 納入場所 宮崎県総合保健センター

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類で種目が医療機器又は理化学機器の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

エ 入札説明会に参加した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成26年7月14日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 期間 平成26年6月9日から平成26年7月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

(2) 期間 平成26年6月9日から平成26年7月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

(2) 日時 平成26年7月1日午後2時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

(2) 提出期限 平成26年7月22日午後3時（郵便にあっては、平成26年7月18日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室

(2) 日時 平成26年7月22日午後3時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この競争入札による調達は、平成26年9月宮崎県定例県議会の当該調達に係る契約締結の議決を条件とする。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased Mobile Stomach Cancer Screening Unit:1 vehicle

(2) Timelimit for tender: 3:00p.m.22July, 2014

(3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.

TEL:0985 -26-7208

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 乳がん検診車 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月13日
- (4) 納入場所 宮崎県総合保健センター
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成26年宮崎県告示第130号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類で種目が医療機器又は理化学機器のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - エ 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成26年7月14日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
 

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 期間 平成26年6月9日から平成26年7月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成26年6月9日から平成26年7月22日まで(土曜日

、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成26年7月1日午後2時30分

## 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成26年7月22日午後3時30分(郵便にあっては、平成26年7月18日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

## 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時 平成26年7月22日午後3時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

## 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、平成26年9月宮崎県定例県議会の当該調達に係る契約締結の議決を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased Mobile Breast Cancer Screening Unit:1 vehicle
- (2) Timelimit for tender: 3:30p.m.22July, 2014
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985 -26-7208

## 企業局企業管理規程

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年6月9日

宮崎県企業局長 四本 孝

## 宮崎県企業局企業管理規程第4号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程(平成17年宮崎県企業局企業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用の許可)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を許可してはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(立入の禁止等)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、<u>施設の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入を禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p>(利用料金の変更)</p> <p>第 16 条 指定管理者が利用料金を変更する場合は、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。ただし、利用料金を減額する場合は、事前の届出によることができる。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を許可してはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(立入りの禁止等)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設への立入りを禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 施設の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者</u></p> <p><u>(2) 暴力団員又は暴力団関係者である者</u></p> <p>(利用料金の変更)</p> <p>第 16 条 指定管理者が利用料金を変更する場合は、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。ただし、<u>条例第 15 条第 4 項の規定により利用料金を減額する場合は、事前の届出によることができる。</u></p>

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。